

資料 1

今後の 住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム 標準仕様書の修正点（案）

令和 5 年 3 月 8 日

目次

1. 全国意見照会における受領意見数概要
2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点
3. 第17回検討会（書面）にて提示した修正事項

1. 全国意見照会における受領意見数概要

- 各仕様書において、全国照会受領意見数を下記に示します。

全国照会意見内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	対応なし	保留	重複等
住民記録システム	158	0	3	68	9	79
印鑑登録システム	33	2	3	19	1	8
戸籍附票システム	4	0	0	4	0	0

2. 全国意見照会を踏まえた主な見直し及び論点

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
1	<p>「修正の事由」の「旧氏の記載」について不要な文言を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 「修正の事由」の「旧氏の記載」について不要な表現を削除する。 氏を印影に使用して印鑑登録をしている者が、婚姻等により氏が変わったときであって、引き続き従前の氏を旧氏として印影に使用する場については、「修正の事由」の「旧氏の記載」として対応することができる。 	<p>1.2.2 異動事由 【実装必須機能】 (中略)</p> <p>○修正の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名の変更 (氏名を印影に使用していない場合) 氏の変更 (氏を印影に使用していない場合) 名の変更 (名を印影に使用していない場合) 旧氏の記載 (旧氏を印影に使用していない場合) (後略)
1	<p>異動事由の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答期限年月日を修正するための異動事由を新たに追加する。 	<p>1.2.2 異動事由 【実装必須機能】 (中略)</p> <p>○照会の事由 (4.1.4.参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書による照会 <u>照会内容の修正 (回答期限年月日のみ)</u> 照会の取消し (後略)

3. 第17回検討会（書面）にて提示した修正事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>再転入者判断のための個人番号利用機能を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入届を受け付けた際には、住民記録システムにおいて、住民票の除票を検索し、転入届を届け出た者が過去に住民であった者であるか否かを確認することは、住民票コードにより検索可能であることから、個人番号の検索については削除する。 除票となって5年後には当該除票の情報は、除票用データベースに移行されるため、再転入者の検索にあたっては、住民記録データベース及び除票用データベースについても網羅的に検索できるような機能に修正する。 	<p>4.1.1.2 再転入者 【実装必須機能】 住民記録システムデータベースにある除票データにおいて、住民票コード、個人番号、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。また、氏名（又は氏名のフリガナ）・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組合せが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。 再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。ただし、特例転入の場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報に含まれる情報を優先して取り込めること。 （中略）</p> <p>【考え方・理由】 中核市市長会ひな形に付記 再転入時に引き継ぐべき情報は、原則、以前当該市区町村において付番されていた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者については宛名番号を検索し再利用している。 個人番号、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者がいた場合は、同一人であると言えるため、エラー表示によって新規の入力を抑止する。また、氏名（又は氏名のフリガナ）・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又は全ての組合せが一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。3情報の全てが一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏を変更する者も一定数想定されることから名（又は名のフリガナ）についても対象とした。これら項目の組合せについては、複数の条件のいずれかの組合せについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。</p>

3. 第17回検討会（書面）にて提示した修正事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p>他の標準準拠システムへのデータ連携における、個人番号連携の際の留意事項を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考え方・理由】に、個人番号の利用に当たっては、番号法第9条に規定されている事務に限り利用が認められる旨を明記する。 	<p>7.2.1 他の標準準拠システムへの連携</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（「共通機能標準仕様書」において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。</p> <p>【実装不可機能】</p> <p>戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.4 支援措置における連携を除き、戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動（転居等）時に住所情報を連携できること。</p> <p>以下の項目について、住民記録システムから他のシステムの最新情報が照会できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項 ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・介護保険の被保険者証の番号 ・米穀の配給の受給に関する情報 <p>【考え方・理由】</p> <p>住民記録システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に従うこととする。<u>ただし、個人番号については、番号法第9条に規定されている事務に限り連携できることに留意すること。</u></p> <p>（後略）</p>